

タイトル	ドイツ刑法における行状監督
著者	ヴォルフ, トーマス; 吉田, 敏雄
引用	北海学園大学法学研究, 41(4): 861-874
発行日	2006-03-31

ドイツ刑法における行状監督

トーマス・ヴォルフ
吉田敏雄(訳)

ドイツ刑法における行状監督

目次

- 第一部 法律上の基礎
 - I 行状監督とは何か
 - II 誰が行状監督に服するのか
 - 1 任意的行状監督
 - 2 必要的行状監督
 - 3 特別の場合
 - III 行状監督はどのくらい続くか
- 第二部 実務からの経験
 - VI 誰が行状監督を行うのか
 - V 指図違反
 - IV 行状監督はいかなる手段をもっているか
- 第三部 改革努力
 - 2 取り消しの恐れを伴う指図
 - 1 出発状況

資料

皆さん、先ず、ここ東京にご招待くださいました加藤教授に心より感謝申し上げます。ここでお話をさせていただきますことは、私にとり大きな榮譽でありますとともに、大きな喜びでもあります。

本日は、ドイツ刑法におけるいわゆる行状監督(Führungsaufsicht)——以下では、簡略に“FA”と言います——の任務と問題について概観します。行状監督と言いますのは、刑務所や保安処分施設から釈放された者について、それらの再犯を防止するために、監視および指導する手段です。

法律の根拠を説明し、全体として実務ではどうなっているかを若干の例をもちいて説明し、それから、現行システムの若干の欠点を克服しようとしている新しい法案について報告いたします。

質問がございましたら、講演の最後までお待ちいただけますようお願いいたします。

先ず、簡単に自己紹介させていただきます。現在五二歳であります、ヘッセン州マールブルク大学で法学、社会学、心理学および哲学を勉強し、一九八〇年に判事に任命され、一九八七年に刑の執行の問題に関する論文を書いて博士号を取得し、一九九〇年から三年間、——ベッティヒャー博士の後任

として——連邦憲法裁判所で研究員となり、一九九八年にマールブルク地方裁判所主席判事に任命されました。この二五年の判事在職期間、一貫して刑の執行に携わってきました。マールブルク地方裁判所におきましては、刑執行部は特別の位置価値をもっています。それと申しますのも、マールブルク地方裁判所は、人口約八〇〇万を抱えるヘッセン州で、犯罪を犯したために精神病院に収容される者すべてを管轄しているからです。さらに、マールブルク裁判所は、ヘッセン州で終身自由刑を科せられている者すべて、および、保安監置収容されている者すべてを管轄しています。

さて、本題に入ります。

第一部 法律上の基礎

I 行状監督とは何か

詐欺とは何か、故殺とは何かについて質問がおありでしたら、ドイツ刑法典(以下、刑法)にそれに対応する定義が見つかります。行状監督には、こういった明確な定義がありません。法律は、むしろ、行状監督のさまざまな観点を記述しており、したがって、そこから、いわば間接的に、定義を導き出すしかありません。それ故、行状監督は被有罪者に援助

と面倒を見ながらその行状の力になろうとし、同時に、その監視に役立つものと言えます。行状監督は、改善・保安処分との関連でしか行われないのが普通ですが、ある場合には、刑罰とも結びつきます。

刑法典の概念は残念ながら混乱を与えるものです、すなわち、刑罰が保護観察のために延期されるとき、被有罪者は保護観察監督に服します。処分が保護観察のために延期されるとき(他の若干の場合にも)、被有罪者は行状監督に服します。

II 誰が行状監督に服するのか

行状監督を言い渡すのには、基本的に異なった二つの可能性があります。

1 任意的行状監督

刑罰または処分と並んで、付加的に行状監督も命令しうるということをも明白に定める、刑法各則の犯罪構成要件があります。

例えば、

刑法第一二九条 a テロリスト団体の編成罪

刑法第一八一条 b 多くの性犯罪

刑法第二三九条 c 恐喝的な人身奪取罪、人質罪

刑法第二四五条 窃盗罪、特に集団窃盗罪

刑法第二六二条 犯罪隠匿罪、資金洗浄罪

刑法第二六三条 詐欺罪

2 必要的行状監督

それから、法律上当然に、すなわち、付加的な裁判所の判断がなくとも、行状監督に付される場合があります、

刑法第六七条 b 第二項 ..

禁絶施設または精神病院収容処分の延期、直ちに判決において(後になって、一定の執行後初めてというのではない)

刑法第六七条 c 第一項 ..

刑罰および処分が言い渡され、刑罰が先執行されるとき、裁判所は、刑期の終わりに、処分の目的がなおその執行を要請するか否かを審査します。処分の執行の必要がないとき、処分は保護観察のために延期され、行状監督が開始されます。刑法第六七条 c 第二項 ..

処分の執行がその命令後三年を経てもまだ開始していないとき、裁判所は、その執行前に、依然として執行の必要があるか否かを審査します。もはやその必要がないとき、処分は

料 保護観察のために延期され、行状監督が開始されます。

刑法第六七条d第二項…

資 処分が保護観察のために延期されるとき（行為者がもはや危険でないから）、行状監督が開始されます。

刑法第六七条d第三項…

保安監置が一〇年執行され、被害者に精神的、身体的に重い障害を与える犯罪を犯すとはもはや予期できないとき、保安監置は終了したものと宣言され、行状監督が開始されます。

刑法第六七条d第五項…

禁絶施設収容の執行において、被収容者の人格にある理由から、収容の目的がもはや達成し得ないことが判明するとき、裁判所は、これ以上の執行はもはやできないことの決定ができません。収容執行からの釈放に伴い、行状監督が開始されません。

3 特別の場合

最後になりますが、もう一つの場合として、最初にあげた二つの事例群の一種の混合例があります。すなわち、故意犯の廉で少なくとも二年の自由刑か、性犯罪の廉で少なくとも一年の自由刑が全部執行されたとき、刑法第六八条fにより

ますと法律上当然に行状監督が開始されます。しかし、裁判所は、すなわち、刑執行部は、例外的に、行状監督を開始しない決定を下すことができます、つまり、被有罪者を新たな犯罪から守るためには、行状監督を必要としないように思われるときがそれです。この規制の意味は次の通りです…刑法第五七条によりますと、被有罪者がもはや犯罪を犯さないと予期できるとき、いかなる刑罰の執行も三分の二の執行後保護観察のために延期できるのです。刑罰が実際に延期されなかつたとき、その普通の意味は、犯罪予後がよくなかつたということです。そうしますと、こういった犯罪者は服役後は依然として監督の下に服するべきということです。しかし、場合によっては、被有罪者は、例えば、監獄内で教育を終了したいという理由から、延期されなかつたということも出てきます。そうしますと、例外的に、予後は良いのだが、満期まで服役するということも起こりえるのです。

III 行状監督はどのくらい続くのか

行状監督は命令の確定力をもって開始されます、刑法第六八条c第三項。

刑法第六八条c第一項によりますと、行状監督の期間は最

低二年最高五年です。裁判所は最初の二年の経過後はいつでも、行状監督の必要なしと思われるとき、行状監督の終了を決定できます。

被有罪者が逃亡していたり、隠れていたたり、または、官庁の命令により施設にとどめおかれる期間は、行状監督の期間に算入されません。その結果、行状監督の多くは非常に長く続くこととなります、それと申しますのも、被有罪者の多くは新たに犯罪を犯し、またもや収監されるからです。そうなりますと、行状監督の期間は、その都度停止され、被有罪者が再度自由の身になって、やっと再度開始するのです。これはほとんど意味のない規制であり、連邦政府の法案によりますと、改善されるべきこととなっています。この点につきましては、また後ほど話すことにします。

新たな手続きで被有罪者に対して保安監置が命令され、この保安監置の執行が開始されますと、行状監督はいつも終了します。

一九九八年からは、行状監督を五年を超えて期限を定めることなく延長することも可能となりました。刑法第六八条c第二項によりますと、被有罪者が治療を承諾しないか、または、なるほど、治療の承諾はしたが、しかし、治療させない

ときに(のみ)、これが可能です。この期限のつかない行状監督が命令されますと、裁判所は、遅くともさらに五年後には、行状監督を継続すべきか否かの審査をしなければなりません。ただし、マールブルク地方裁判所の実務では、行状監督を終了しうるか否かの審査は毎年行われています。それと申しますのも、すでに多年にわたって刑務所または処分施設にいるわけですから、まったく特に重い侵襲であるといえるわけで、すでに五年を超えており、行状監督がさらに続くことになるからです。

IV 行状監督はいかなる手段をもっているのか

行状監督は二つの異なった手段をもっています。その一つは、被有罪者に特定の指図を——行状監督の全期間に渡ってまたは一定の、それほど長くはない期間——与えることができます。その二は、被有罪者がこの指図に違反しますと、重大な帰結が生じうるといことです。こういった指図違反はそれ自体新たな犯罪を意味することがあるからです。指図違反は、保護観察のために延期された収容の場合に(禁絶施設、精神病院または保安監置の収容)延期の取り消しによっても自由の剥奪をもたらすことがあります。しかし、まったく帰

料 結の生じない指図違反もあります。そのことにさらに触れた
資 いたのですが、それというのもここに大きな問題があるからで
す。

指図

(a) 刑法第六八条 b 第一項によりますと

- 1 住所、居所または一定の場所を監督所の許可なく離れな
いこと（定住義務）、
- 2 将来の犯罪の機会または刺激をもたらしうる一定の場所
に滞在しないこと（退場処分）、
- 3 将来の犯罪の機会または刺激をもたらしうる一定の人ま
たは一定の団体の人を雇わないこと、養成しないことも
しくは泊めないこと（雇用禁止）、
- 4 事情によっては犯罪へと乱用しうる一定の活動を行わな
いこと（活動禁止）、
- 5 将来の犯罪の機会または刺激をもたらしうる一定の物件
を所持しないこと、携帯しないこと、または保管しない
こと（所持禁止）、
- 6 事情によっては犯罪へと乱用しうる自動車、特定の種類

の自動車またはその他の車両を所有しもしくは運転しな
いこと（運転禁止）、

7 一定の時に、監督所または一定の役所に出頭すること（出
頭義務）、

8 住所または職場を変えたときは、遅滞なく監督所に届け
出ること（報告義務）、または

9 無就労の場合には、所轄の労働事務所またはその他の労
働紹介の許された場所に出頭すること（求職命令）。

裁判所はその指図において禁止されるまたは要求される行
為を正確に定めなければなりません。

被有罪者が故意に、上述の、つまり、刑法第六八条 b 第一
項の定める指図に違反し、これにより、処分の目的——つま
り、新たな犯罪の危険を阻止すること——を危うくするとき、
この者は刑法第一四五条 a によって処罰されうるのです。こ
の指図違反犯罪は一年の自由刑または罰金刑で処罰されうる
のです。

(b) 刑法第六八条 b 第二項の定める指図

(2) 裁判所は、被有罪者に対し、行状監督の期間またはそれほど長くない期間、その他の指図、特に次の指図を与え、
ることができません、

- ・教育、
- ・労働、
- ・自由時間、
- ・経済的事情の整序、
- ・扶養義務の履行、

以下の指図、つまり、

- ・身体侵襲を伴う治療、または
- ・禁断療法に服する、または
- ・適切な寮または適切な施設に滞在すべし

との指図は、被有罪者の同意がなければ認められません。

お分かりいただけましたように、これらの指図は、刑法第六八条b第一項の規定ほど正確には定められていませんし、被有罪者の同意をもってしか許されない特に重度の身体侵襲を対象としています。それ故、これらの指図に対する違反は

可罰的ではありません。しかし、保護観察のための延期の取り消しは生じえます。

V 指図違反

被有罪者に、あれこれをすべし、するべからずと単に言うだけでは、もとより役立つたないのが普通です。指図違反には帰結があつてこそ、指図は重きを成すのです。

ここで、行状監督のさらなる差異化を導入しなければなりません。すなわち、行状監督は、行状監督違反に帰結が生ずるか否か、いかなる帰結によっても区別されるのです。

被有罪者が処分の執行から保護観察へと釈放され、それ故、自動的に行状監督に服しますと、指図違反の帰結は常に取り消しです、つまり、処分の目的——すなわち、人々を新たな犯罪から保護すること——が被有罪者のさらなる収容を要請するということが、違反から判明するときです。これはもつとも厳しい形態の指図違反制裁です。

犯罪予測がまだ良くないのだけでも（保安拘禁では一〇年経過後、財産犯の危険がなく、暴力犯罪や性犯罪の危険はないとき、釈放が可能）、被有罪者が満期釈放されたか、または、最高期限に達した後に（保安拘禁の一〇年または禁絶

料 施設の二年）釈放されたために、その者が行状監督に服するとき、指図違反が帰結をもたらすのは、刑法第六八条b第一項の特に正確に定められた指図が問題となっている場合に限りられます。すでに述べましたように、この違反は可罰的です。

しかし、刑法第六八条b第二項の指図違反ではなんらの制裁もありません。これは非常に不幸であり、効果的ではありませんので、将来、改正されるべきです。

同じ状況が生じますのは、行状監督が判決によって（刑罰と並んで、しかし、自由剝奪の処分は伴わずに）命令された場合です。

VI 誰が行状監督を行うのか

行状監督に服します被有罪者は保護観察官の下におかれます。保護観察官は特に養成されたソーシャルケースワーカーです。さらに、被有罪者は監督所に服します。これは行政官庁でして、各地方裁判所におかれています。監督所の長は官吏ということもありますが、判事ということもあります、マーブルク地方裁判所はこの例です。しかし、行状監督所の長として、私は独立の裁判官として活動しているわけではなく、行政府の一員ですので、司法省の指示にも拘束されます。

行状監督所と保護観察官は協働し、被有罪者の面倒を見なければなりません。両者の意見が一致しませんが、裁判所——刑執行部——が裁判しなければなりません。刑執行部は指図も定めますが、事前に被有罪者から口頭で意見聴取をします。

さらに、私のいますヘッセン州、その他の連邦州には、禁絶施設収容か精神病院収容を退院した被有罪者のための精神医学の更生補導がありますが、これをハイナ病院の外来診療部が行っています。この更生補導は直接法律に定められているものではありません。被有罪者には、——刑法第六八条b第二項によりますと、違反があっても処罰されることはありません——病院の外来で更生補導を受けること、生活上の問題のすべてについてそこで相談に乗ってもらうこと、危機の状況が生じた場合は病院に赴き、処方薬剤の服用を含めた、医師の治療を受けることといった指図が与えられます。この指図に被有罪者は同意しなければなりません、さもなければ、その者は退院することができません。さらに、被有罪者が同意しなければならぬのは、この者と関わったすべの人（外来診療部、保護観察官、行状監督所および裁判所）はいつでもすべての重要な情報を相互交換するということです。この

同意が必要となりますのは、さもなければ、データ保護規定によつて、どうしても必要な情報交換が妨げられることになるからです。

刑務所からまたは保安監置から釈放される被有罪者のためには——満期でも、保護観察のためでも、どちらでも良いのですが——こういった質の高い更生補導は行われていません。私のいますヘッセン州で、二年前に、ベッテイヒャー博士の権限で、受刑者に対しても病院の外來をどのように効果的に利用できるかについての構想が初めて開発されたのですが、残念ながら、当初、ソーシャルケースワーカーのための資金がありませんでした。その間、ヘッセン州のある司法執行施設で小さなモデル実験が行われています。

第二部 実務からの経験

1 出発状況

実務からの経験を説明するに当たつて、皆さんには今一度、例の区別、つまり、被有罪者が指図に違反したとき、帰結が生ずるのか、いかなる帰結が生ずるのかの区別を思い出していただけてまずでしょうか。最も重要な区別は、処分または刑罰をすでに全部済ませたか服役中であるかです。次いで、い

かなる種類の指図に違反したかが問題となります…

——刑法第六八条b第二項の定める指図違反…なんらの帰結も無し。

——刑法第六八条第b第一項の定める指図違反…刑法第一四五条aによつて処罰可能、最高一年の自由刑または罰金。
これに対して、処分が保護観察のためのみ延期されますと、被有罪者には、指図違反の場合、延期の取り消しと処分の継続が差し迫ることになります。

2 取り消しの恐れを伴う指図

取り消しの恐れのある場合には、指図が被有罪者にとつてずっと大きな重きを成すということは明らかです。この場合、裁判所、保護観察、病院外來診療部は、指図に従うように、被有罪者に大きな圧力をかけることができます。

実務は次のような状況にあります…

(a) 精神病院から退院した人の行状監督…
精神病院、例えば、ハイナに収容されている被有罪者は退

料 院させられ、病院の外来診療部で更生補導を受けるべしとの指図を受けます。これが被有罪者にとって意味しますことは、

資 外来診療部の医師、ソーシャルケースワーカーに見てもらっための予定期日はすべて守らなければならないということですね。被有罪者が予定期日に見えまないと、裁判所に直ちに報告されます。被有罪者はくまなく探され、外来診療部員が、被有罪者に精神病が再発した可能性があるか否か、大丈夫か否かを観察します。この場合、裁判所はすばやく勾留状を発送します。

または、被有罪者は、精神障害のある者のための寮で生活をすべきとの指図を受け取ります。被有罪者が寮の規則に従わない、例えば、無許可で寮を離れるとか、酒を飲むとかしますと、このこともまたもや勾留につながります。マルブルクでは、外来診療部と裁判所間の協働が非常にうまくいっていますので、重大な指図違反があるとの外来診療部から裁判所への通知から、勾留状の発送、逮捕まで一時間とかかりません。

勾留状の発付、延期の取り消しよりも穏やかな他の処置もないか否かの審査ももちろん行われます。こういったそれほど厳しくない処置として、例えば、次のものがあります…

・被有罪者への裁判所所長の文書による警告

・被有罪者の口頭聴聞のための裁判所への召喚

・全関係者との協議(被有罪者、場合によっては、弁護士も、保護観察官、外来診療部、寮または社会復帰療法作業場の長および裁判所)

被有罪者を正しい道に戻すために、こういった介入手段で十分といえることが多いものです。

(b)保安拘禁から保護観察のために釈放された者の行状監督…

この場合、精神医学外来診療ではなく、通常の保護観察が行われるのが普通です。これは非常に大きな違いをもたらします。それと申しますのも、外来診療部員は一對一五の取り扱い件数ですが、これに対して、保護観察官は六〇人から八〇人の被保護観察者の面倒を見なければなりません。さらに、保護観察官はソーシャルケースワーカーですが、病院の外来診療部員は特別に司法教育を受けた医師であり、心理士です。保護観察のために保安拘禁から釈放される被有罪者が、精

神医学上の問題をもつことはめつたにありませんが、長期の拘禁の後に再度社会できちんと生活するうえで、ごく一般的な困難事にあうことが多いものです。これに対応して、更生補導やまた指図の重点はむしろまったく実践的問題、例えば、職、住、借金、女性関係にあります。

ここに、被有罪者が、若い頃、若い女性を殺害した一例があります。この被有罪者は当時多くの若者と知り合いになりました。この者には、二五年がたつてから、釈放された後、寮に住むべしとの負担が課せられました。しばらくして、被有罪者は、その寮にはあまりにも多くの薬物依存者が住んでいるとして、不服を申し立てました。そこで、私どもは、被有罪者に自分の住まいを探すように許可しました。ある日のこと、担当の保護観察官から電話があり、別の釈放された者から聞いたことだが、被有罪者に若い女友達がいるということでした。調査の結果判明しましたことは、新しい住まいは遊園地の近くにあり、わが犯罪者は実際に一五歳の女の子とまったく奇妙な交友関係を開始していたということです。すなわち、私どもは再度、この者を引越させせる新しい寮を探しました。それから二年後、この寮が閉鎖されましたので、

この者はまたもやそこに居れなくなりました。私どもはこの者に再度、自分の住まいに移る許可を与えました——別の寮に住まいを見つけたことはできませんでした——しかし、子供や若者が多く集まる場所(学校、幼稚園、水泳場、運動場)の近くに居を構えてはならないとの負担を課し、また、一八歳未満の者との一切の交際を禁止しました。私どもは、事がどうこれから発展するか、緊張感でいっばいなのです、被有罪者はその間六三歳になりました、しかし、私どもはどうも依然として正確にこの者に注意を向けていかななくてはならないようです。

(c) 制裁の恐れのない行状監督

すでに述べましたように、指図に違反しても、被有罪者には恐れるものが何もないとき、影響を与える可能性は非常に乏しいものです。それにもかかわらず、行状監督がこの場合無意味だということにはなりません。それと申しますのも、保護観察官や裁判所と協働する被有罪者は依然としているからです、これらの者には、国からの援助が必要なことが分かっているからです。

料

資

しかし、この群に入る被有罪者が裁判所とまったく係わり合いをもちたくないとき、私どもはこれを強制するなんらのすべも持ち合わせていません。私どももっている唯一の手段は、滞在地探索のための公告——逮捕のためではありません——によって、被有罪者がそもそもどこに滞在しているかを突き止めることです。

第三部 改革努力

以上の説明から、皆さんはすでに行状監督のいくつかの欠陥に気づかれたことと思います。これらの問題およびその他の問題が連邦司法省法案の対象となっています。その間に連邦議会の選挙が行われ、シュレーダー氏はもはや連邦宰相とはならないこと、このことにつきましては皆さんもご承知かと思えます。しかし、大連立が成立し、司法省では引き続き今までの司法大臣ブリギッテ・チュプリースが留任するでしょう。さらに、法案は諸政党の間に争いがなく、一般の見解に相応しています。

行状監督の改革のための法案の重要な企図は次の通りです…

・保安思想を考慮するもつと効率的な実践の手がかり。

・行状監督と保護観察の資源のより効果的利用の意味での法的規制の単純化と単一化。

保安思想の下でのより効率的実践の手がかりという第一次的目的に奉仕するのが次の提案です…

1 刑法第六八条b第一項の刑罰で補強された指図型録を交

際・接触禁止の分だけ拡大する。(説明書…この指図はと

りわけ被有罪者がその被害者ないし潜在的被害者との接触を防止することを意図し、子供の性的虐待の場合に特別の意味をもつ。)

・場合によって、刑法第六八条b第一項の刑罰で補強された指図の型録に別の指図を含めることが必要です。

2 刑法第一四五条aにおける指図違反に対する法定刑を引き上げること、ただし、別の被害者に危険を及ぼす徴憑がある指図違反に限定される(刑法第六八条b第一項二号ないし四号)、場合によって、さらに、刑法第六六条第三項一文に挙げられた種類の犯罪の廉で(これには保安監置が命令されうる)行状監督の開始された行為者に限定される、これらの場合に、場合によって、「およびこれ

- 3 保護観察官および行状監督所と十分な連絡を取らない被行状監督者に対して、引致状および場合によっては勾留状を発付する刑執行裁判所の権限の創設。(説明書・連絡が取れていない場合、行状監督指図の遵守状況を監督するのが難しく、各被行状監督者の生活上の危機的展開を認識できない。)
- 4 前保安処分患者における危機介入と危険防御のための暫定的施設収容の可能性の創設。(説明書・実務では、急性の危機において、保安処分の危険な状況にある前患者を暫定的に再度精神病院に収容し、治療する要求がある。)
- 5 処分執行から釈放される者が、重い違法行為が予期しうるような状態(刑法二〇条、同二一条の意味で)に再度陥ることのないためには、非常な長期にわたる監督と更生補導を必要とするとき、行状監督を期限を定めずとも科する可能性の創設。(説明書・精神病の犯罪者には、疾病(例えば、統合失調症、その他の精神病)がまた突発しないために、行状監督の終了後も引き続いて薬剤を服用せねばならずまたは行動制限(例えば、酒飲みの放棄)
- 6 処分執行患者のための外来の精神医学後医療を、次のように、行状監督の法規制に含めること、
 - ・ 刑法第六七条 a 第二項に「外来診療指図」の明文規定をおくこと、および
 - ・ 外来診療、行状監督所および保護観察の関係を刑法第六八条 a で規定すること。
- 7 場合によって、これ以上の規定が必要だろうか。
 - ・ 延期に関する裁判とその確定力の間に取り消し事由が発生したとき、処分収容の延期を取り消すことの可能性。法的規制の簡素化と単一化という二次的目的には、次の改正が役立ちます…
- 8 より狭い人的範囲に行状監督を限定すること…
 - ・ 被行状監督者が、どの道、保護観察監督の下にある場合(刑法第六七条 b 第二項、同第六七条 c 第一項二文、第二項四文、同第六七条 d 第二項)、加えて、行状監督を開始させるには、将来、個別事例で裁判官の審査に委ねられるべきです。行状監督所による付加的監視の必要がある場合は多くありません。

料

・刑法第六八条第一項の定める裁判官の命令する行状監督の削除。

資

9 並行して行われる行状監督の回避・前に命令されたまたは法律上開始された行状監督は新しい行状監督の開始をもって終了したものと扱われるべきです。このようにして、余計な二重の看護が避けられるべきです。

10 処分の延期に伴って法律上開始される行状監督は延期の裁判が効力をもつと同時に開始されることを明文化する。

11 精神病院および禁絶施設収容の場合の行状監督の終了。

12 行状監督の時効のための期間の単一化・単一の期間は五年とするべきです。被有罪者が逃亡している限り、執行時効は停止するものとします。

13 行状監督の開始のための前提要件としては、すでに、相應の重い全体自由刑を全部服したということでも十分であることを明文化する。

これで私の講演を終えます、質問がございましたら、どうぞお願いします。

* 訳者あとがき

本翻訳は、マールブルク地方裁判所判事トーマス・ヴォルフ博士 (Dr. jur. Thomas Wolf) が、二〇〇五年一〇月三日に慶応大学で開催された「日本・ドイツ国際比較刑事政策討論研究会」(主宰・加藤久雄慶応大学教授、佐藤誠北九州医療刑務所長)で、„Die Führungsaufsicht im deutschen Strafrecht.“と題して行った講演原稿を翻訳したものです。